

# 大空町教育委員会障がい者活躍推進計画

(計画期間：令和2年7月1日から令和7年3月31日まで)

令和2年6月

大空町教育委員会

## 大空町教育委員会障がい者活躍推進計画

### 1. 計画の趣旨

平成30年に国及び地方公共団体において、障害者雇用率制度の対象とした障がい者数に不適切な計上があり、多くの機関で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなりました。

このような事態を踏まえ、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとされました。

### 2. 計画期間

本計画期間は、令和2年7月1日から令和7年3月31日までとします。

ただし、毎年度の計画の取組状況を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 3. 障がい者雇用に関する課題

大空町教育委員会においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。

現在、障がいのある職員は在籍していますが人事異動によるものであり、今後、該当職員の人事異動、定年等による退職が見込まれますが、組織的な体制整備は特段行っていません。

### 4. 障がいのある職員の活躍推進に関する取組により達成しようとする目標

#### (1) 採用に関する目標

〔目標〕 障がい者雇用の推進に関する理解を推進する。

#### (2) 定着に関する目標

なし

### 5. 取組内容

#### (1) 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

- ・障がい者雇用推進者として、生涯学習課長を選任します。
- ・障がいのある職員の合理的な配慮のあり方について、全職員へ周知し、必要に応じて職員研修を実施します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・在職中に疾病、事故などで障がいを負い、従来の職務遂行が困難となった職員から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務について検討します。

(3) 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・障がいのある職員の要望や職務遂行にあたり障壁となっている事情を把握し、適切な措置を講じます。

6. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。